

鳥取県教育委員会告示第11号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第30条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をするので、同条第2項において準用する同条例第4条第3項の規定により告示する。

平成22年5月14日

鳥取県教育委員会委員長 上 山 弘 子

天然記念物の部

| 名称 | 所在地又は地域 |
|-------------|---|
| 和奈見と塩上の枕状溶岩 | 八頭郡八頭町塩上字野々平525-1及び527-1 鳥取市河原町和奈見地内千代川河床で、次のAの地点からDの地点までを順次に直線で結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域において地表面に露出している部分 Aの地点 北緯35度21分911秒、東経134度12分828秒 Bの地点 北緯35度21分909秒、東経134度12分723秒 Cの地点 北緯35度21分711秒、東経134度12分696秒 Dの地点 北緯35度21分673秒、東経134度12分772秒 |